

公共工事の入札保証金及び契約保証金並びに前金払の運用について

1 入札保証金について

- (1) 公共工事等における入札保証金は、予算執行職員が特に必要があると判断したものを除き、阿賀町会計規則第 118 条第 2 号を適用し、免除するものとする。
- (2) 入札保証金を免除する場合は、入札条件として『落札者が契約を締結しないときは落札金額の 100 分の 5 相当額の違約金を徴収する』という事項を付すものとする。

2 契約保証金について

- (1) 公共工事等の履行保証については、阿賀町財務規則第 116 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上の額の次に定める金銭的保証措置のうちいずれか一つをとるものとする。

契約保証金の納付
金融機関等の保証
公共工事履行保証証券による保証
履行保証保険契約の締結

- (2) 上記(1)にかかわらず、金銭的保証措置は、**契約金額が 500 万円以上**の工事を対象に取り扱うものとし、契約金額が当該金額未満の工事については、阿賀町財務規則第 119 条第 5 号の規定により契約保証金を免除し、無保証として差し支えないものとする。

3 前金払いについて

- (1) 公共工事等の前金払については、阿賀町財務規則第 155 条に規定する建設工事請負基準約款第 3 5 条 1 項により、**契約金額が 500 万円以上**の工事を対象に取り扱うものとする。なお、算出については同約款別表の規定とする。

別表

- 1 前払金は、下記の区分に応じてそれぞれ算定した額の合算額以内の額とし、10 万円を単位とし、10 万円未満の金額は切り捨てる。

(1) 請負金額が 500 万円以上 3,000 万円まで	10 分の 4
(2) 請負金額が 3,000 万円を超え 1 億円までの部分	10 分の 3
(3) 請負金額が 1 億円を超える部分	10 分の 2
- 2 継続工事の前払金は、当該年度支払額が 500 万円以上の場合にあっては、当該年度支払額の 10 分の 4 以内とする。

4 有価証券等の取扱い

阿賀町財務会計規則第 117 条の規定にかかわらず、当分の間、入札保証金又は契約保証金に代わる担保として受け入れる有価証券等の取扱いは、これを行わないものとする。

5 入札参加者への周知について

上記 1 及び 2 並びに 3 の取扱いについては、一般競争入札にあっては入札公告及び入札説明書に、指名競争入札にあっては入札通知書にその旨明記し、入札参加者に周知することとする。